保護者の番号確認及び本人確認書類添付のための台紙

1. 保護者の番号確認のための書類

※次の書類（写し）を1点貼付してください。※⑶はコピー不可です。原本を貼付してください。

保護者の番号確認（いずれか1点）	⑴	個人番号カード（マイナンバーカード）※ ※個人番号カード（マイナンバーカード）の場合は、「2.保護者の本人確認のための書類」は必要ありません。
	⑵	通知カード**(氏名、住所等の記載内容が本人の情報と一致している場合に限ります。一致していない場合は番号確認のための書類としては使えませんので、下記のものが必要です。)**
	⑶	個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※住民票の写しとはコピーのことではありません。

【保護者分】

番号確認のための書類の写しを、この位置に貼付けてください。

マイナンバーカードは、裏面の写しも必要です。
通知カードの裏面に氏名や住所変更についての記入があり、内容が本人の情報と一致している場合は、裏面の写しも必要です。

2. 保護者の本人確認のための書類

※保護者の番号確認のための書類が、個人番号カード（マイナンバーカード）の場合は、必要ありません。

※保護者の番号確認のための書類が、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の場合、次の書類（写し）を1点又は2点貼付してください（住民票の写しとはコピーのことではありませんので、原本を貼付してください）。

保護者の本人確認	1点	・運転免許証　・パスポート・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳　・在留カード　等
	2点	・健康保険被保険者証　・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 ・本人宛各種公共料金領収書　・住民票の写し　等

保護者の本人確認書類の写し貼付欄	・写真付の証明書類は<u>１種類のみ貼付してください</u>。 ・写真の無い証明書類（国民健康保険被保険者証、国民年金手帳など）は、<u>２種類の貼付</u>が必要です。 ・保護者以外の本人確認書類は貼付不要です。 ・いずれの証明書類も有効期限があるものは、期限内のものを貼付してください。

※御提出頂いた書類については、確認後、適正に廃棄いたします。